

受 領 書

社会福祉法人日本医業経営コンサルタント協会
会長 木村 光雄 様

受領金額	金200,000円也
受領年月日	平成23年6月1日

「平成23年東北地方太平洋沖地震による福島県に対する義援金」として、
上記の金額を受領いたしました。

平成23年6月29日

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県知事 佐藤 雄 平



お寄せいただいた義援金の配分について

皆様からお寄せいただいた義援金を、被災した方へ生活支援としてお届けするため、平成23年4月1日に第1回福島県義援金配分委員会を、平成23年6月25日に第2回福島県配分委員会を開催し、下記のとおり配分計画を決定しました。

現在、対象世帯へ市町村からお届けするための手続きを進めております。

第1回配分計画

1 対象世帯

- (1) 地震又は津波により住家が全壊又は半壊した世帯
(災害救助法の被害認定基準に基づき市町村が認定する世帯)
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所から30kmの圏内にある世帯
(原子力災害対策特別措置法に基づき避難又は屋内退避を指示された世帯)
- (3) 計画的避難区域に設定された区域内にある世帯((2)の世帯を除く)
(原子力災害対策特別措置法に基づき計画的避難を指示された世帯)

2 義援金単価

1世帯当たり5万円(上記の配分対象で重複した場合も5万円)

第2回配分計画

1 県独自基準

- (1) 震災孤児・・・1人100万円
(震災により、両親が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども)
- (2) 震災遺児・・・1人50万円
(震災遺児父又は母が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども)

2 市町村設定基準

市町村における被害(死亡・行方不明、全・半壊数、原発避難関係世帯数)の程度に応じて、県から各市町村に按分して枠配分します。

市町村が、枠配分額の範囲内で、その地域の実態に則して配分対象・配分基準額を独自に設定し被災された方々に配分します。

義援金実績(平成23年6月24日現在)

件数： 83, 119件
総額：13, 837, 173, 126円

◎今後の配分も、福島県義援金配分委員会において決定いたします。

◎皆様方からお寄せいただいた善意は、大切にさせていただいております。
ありがとうございました。